

五島市監査委員公表第5号

平成28年度財政援助団体等監査（財政援助団体監査）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成29年8月29日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

29五総第794号
平成29年7月3日

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 神之浦伊佐男様

五島市長 野口市太郎

平成28年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置について（通知）

平成29年3月30日付け28五監第473号による平成28年度財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、通知します。

記

1 監査対象団体

公益社団法人 五島市シルバー人材センター
（平成27年度シルバー人材センター運営費補助金）

2 所管部署 長寿介護課

3 監査対象団体への指導事項、意見及び所管部署の措置

指導事項

（ア） 預金通帳は所定の金庫に保管し、銀行届出印は経理責任者が別に保管するなど、事故防止に努められたい。

意見

（ア） 定款、諸規則等については、シルバー模範規程を参考に制定されているが、実状と合わない規定等があるので、見直しを検討されたい。

（イ） 法人業務の適正化を図るため、監査の回数や方法等を研究し、更なる監査の充実を図られたい。

（ウ） 小口現金の額は、紛失等の事故を未然に防止するためにも必要最小限に留めるよう努められたい。

（エ） シルバー人材センターの経営状況は良好で、事業拡大も期待される中、会員確保が計画どおりに進んでいない状況にあるので、会員確保、特に支所地区の

会員確保に更なる取組を講じられたい。

【所管部署の措置】

公益社団法人 五島市シルバー人材センター理事長に対して監査の結果を通知し、事務の改善について指導しました。

4 長寿介護課への指摘事項、指導事項及び講じた措置

指摘事項

(ア) 平成20年度定期監査において、例規又は伺い定めによる要綱を整備すべきと指摘したところであるが、未だに整備されていない。補助金の交付目的、条件、補助対象経費、補助率、補助金額、補助事業の内容等を明確にするため、早急に整備すべきである。

【講じた措置】

五島市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱を定め、平成29年4月1日付けで施行しています。

(イ) 平成20年度から継続して同額の補助金を交付している。補助金の交付決定については、事業内容や収支計算書を精査し、補助金の積算根拠を明確にすべきである。

【講じた措置】

シルバー人材センターの事業規模及び本市の介護保険事業の状況、同センターが受ける国庫補助金額等を総合的に勘案し補助金額を決定します。

(ウ) 補助金の精算手続きについては、個々の支払が当該補助金対象経費であるかどうかを判断する必要があるため、実際に帳簿及び支払を証する書類を確認すべきである。

【講じた措置】

平成28年度補助金実績報告から、実績報告書の提出を受けた後、シルバー人材センターの事務所において、担当係長及び担当者が帳簿及び支払を証する書類を確認することといたしました。

指導事項

(ア) 補助金交付団体であるシルバー人材センターに対しては、自治法第221条第2項に定めるところにより、適切な指導監督を実施されたい。また、シルバー人材センターの運営や今後の事業展開等について意思の疎通を図りながら、定年退職者等の高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社

会づくりに寄与するよう努められたい。

【講じた措置】

指導監督につきましては、補助金の実績報告書により事業の精査を行い、指導することとしました。

また、引き続きシルバー人材センターとの連携を密にし、定年退職者等の高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するよう努めます。